

## 令和元年度 人権教育推進補助金

評価表 NO.

所管部課名	教育部 学校教育課		担当者	坂本 敬				
事務事業名	教育指導費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱 人権教育推進補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和元年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	120 千円	千円	120 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	講演会の参加者数		500人	令和3年度				
成果指標②	地域住民の参加者数		330人	令和3年度				
補助対象者	樋脇・入来・祁答院地域の人権同和教育研究会及び東郷地域人権同和教育部会							
補助対象経費	講演会開催等に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	人権教育に関する講演会							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ	<input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方	<input type="checkbox"/> その他			
補助金額又は 補助率	対象経費の合計額（千円未満切捨て）とし、1申請者当たり3万円を限度とする。							
上記項目の 積算方法	人権教育に係る講演会開催に必要と思料される経費として積算。							
補助 過を受 けける 年事 の業 決へ 算団 状体 況 等 の	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	120,000	100.0%	120,000	100.0%	120,000	100.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
	(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
	計	120,000	100.0%	120,000	100.0%	120,000	100.0%	
	支出	事業費	120,000	100.0%	120,000	100.0%	120,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%		0.0%	
計		120,000	100.0%	120,000	100.0%	120,000	100.0%	
支出計/前年度支出計					100.0%		100.0%	
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	4		4		4			
成果指標の推移①	414		461		463			
成果指標の推移②	332		376		387			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】 平成28年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」 ・社会情勢を見ながら活動内容を検討されたい。</p> <p>【前回評価への回答】 必要経費の精査を行い、上限額4万円を3万円に減額した。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各地域で開催された人権教育講演会は、各地域の教職員及び地域住民の人権教育の充実に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	各地域の人権教育の充実のために、学校及び家庭、地域住民が参加できる人権教育講演会を開催するために要する補助金が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	人権教育推進補助金交付要領に、人権教育推進補助金の効果として、人権教育講演会の参加者数を用いて測定することが定められている。各地域の人権教育講演会には、学校及び家庭、地域から多くの人が参加している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	各地域の実態に応じた計画を作成する必要から、各地域に事務局を設置している。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本事業の性格上、現在の手段が最も妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本事業の運営上、現時点において補助額は妥当であると思われる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>《今後の改革の方向性》</p> <p>■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止</p> <p>《上記方向の理由》</p> <p>人権教育はすべての教育活動の基礎であり、教職員の人権意識の高揚を図り、人権感覚を磨くことは、学校で人権教育を進めるうえで欠かすことのできないものである。そういう意味からも、本補助金の果たす役割は大きい。</p> <p>《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》</p>	<p>外部評価結果</p> <p>《視点別評価》</p> <table> <tr> <td>公益性</td><td>⇒</td><td><input type="checkbox"/>高い</td><td><input type="checkbox"/>低い</td></tr> <tr> <td>必要性</td><td>⇒</td><td><input type="checkbox"/>高い</td><td><input type="checkbox"/>低い</td></tr> <tr> <td>有効性</td><td>⇒</td><td><input type="checkbox"/>高い</td><td><input type="checkbox"/>低い</td></tr> <tr> <td>適格性・妥当性</td><td>⇒</td><td><input type="checkbox"/>高い</td><td><input type="checkbox"/>低い</td></tr> </table> <p>《今後の改革の方向性》</p> <p>□現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止</p> <p>《まとめ》</p>	公益性	⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い	必要性	⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い	有効性	⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い	適格性・妥当性	⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い
公益性	⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い															
必要性	⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い															
有効性	⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い															
適格性・妥当性	⇒	<input type="checkbox"/> 高い	<input type="checkbox"/> 低い															

## 人権教育推進補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる人権教育推進補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業等の要件)

第2条 人権教育推進補助金に係る補助事業等は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 人権教育推進補助金の交付を申請した樋脇地域人権同和教育研究会、入来地域人権同和教育研究会、東郷地域人権同和教育部会、祁答院地域人権同和教育研究会（以下「補助事業者等」という。）が、人権教育の推進を図ること。
- (2) 補助事業者等は、各地域内の小中学校及び義務教育学校教職員で組織し、会長は各地域内の校長が務めること。

### (補助金の額)

第3条 人権教育推進補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1申請者当たり3万円を限度とする。

### (補助対象経費)

第4条 人権教育推進補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 講演会の開催に要する経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる経費

### (交付の申請)

第5条 人権教育推進補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年7月31日とする。

### (交付の基準)

第6条 人権教育推進補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
  - (2) 当該申請者に人権教育推進補助金を交付することが適当でないと認められる場合
- (実績報告)

第7条 人権教育推進補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める

書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
- (効果の測定)

第8条 人権教育推進補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、講演会の参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 人権教育推進補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。